



Windom の解答速報 昭和大学(医)Ⅱ期 英語



【総論】

大問 1 ～ 3 は, I 期と大して変わらない標準的レベルである。しかし,大問 4 は内容がとりにくく, 正確に内容を把握するのが非常に難しい。全体的には,合格最低ラインは 7 割以上となろう。

ただし,WINDOM の「昭和大Ⅱ期対策講座」を受講した諸君は,初日の読解問題で,アメリカの警察機構に関して,州法と連邦法との対立関係があることを学習しているので,比較的高得点が期待できるだろう。

【各論】

1

〔解答〕〔配点：各 2 点×5 = 小計 10 点〕

1. E
2. A
3. E
4. C
5. A

〔解説〕

1. differ は第 1 音節,それ以外の語は第 2 音節。
2. refuge は第 1 音節,それ以外の語は第 2 音節。
3. olive は第 1 音節,それ以外の語は第 2 音節。
4. courageous は第 2 音節,それ以外の語は第 1 音節。
5. approximate は第 2 音節,それ以外の語は第 3 音節。
* 選択肢の語の中で、アクセントで注意すべきものは, r'efuge, cons'ent, susp'ense, cem'ent, dess'ert, 'olive, c'arrier。

2

〔解答〕〔配点：各 2 点×10 = 小計 20 点〕

1. E
2. E
3. C

4. A
5. D
6. A
7. (あ) C (い) E
8. (あ) A (い) C

〔解説〕

1. with a key : 手段の with 「～を使って, ～を用いて」
2. and he can he pitch too 「彼はピッチャーもできる」 can を用いた文にする。
3. 省略された応答での never の位置は, be 動詞, 助動詞, 助動詞的要素の have の前。
4. followed three days later by another (atomic bomb) 「3 日後に別の原爆が落とされた」
5. Dr. Johnson's laboratory aims to understand what it is that makes some children develop a severe clinical illness in the course of infection while others exposed to the same microbe remain unharmed. 「ジョンソン博士の実験室では, 感染過程で同じ病原菌にさらされても無害のままでいられる子がいる一方で, ある子供たちが重度の病気を発症させるものが何であるのかを理解しようとしている。」 疑問詞の強調構文が understand の目的語になっている。
6. The thought of being awake during their operation despite anesthesia is a worry often expressed by patients (who are) about to undergo surgery. 「麻酔を受けても手術中に目が覚めているのではないかという考えは, 手術をまさに受けようとしている患者によってしばしば表明される懸念である。」
7. This otherwise advanced nation has become known for its 'drug lag' – a term that generally refers to both to the elapsed time between approval of a drug of foreign origin in other countries and in Japan, and to the period from discovering of an active ingredient in Japan to availability of the resulting drug to the general public.
「このその他の面では進んだ国は, 「薬剤認可の遅れ」で知られるようになった。この言葉は, 他国で生まれた薬の承認と日本での承認の間に経過する時間と, 日本での活性成分の発見とそれのできる薬が一般の人に利用できるまでの期間とに言及される。」
refers both to ~, and to ~
8. A 2002 study published in the Annals of Internal Medicine of one such incident found that the patient, doctors and nurses went along with the mistaken treatment because they were used to being kept in the dark about medical procedures. 「2002 年の『内科年報』に発表されたそのような出来事の研究で, 患者, 医師, 看護師が誤った治療を支持してしまうのは彼らが医療手順についてよく知らないままにいることに慣れっこになってしまっているからだ, とわかった。」

3

〔解答〕 〔配点：各 3 点×5 = 小計 15 点〕

1. What
2. was
3. loss
4. made
5. a

〔解説〕

1. What brought you here so late?
* 「何があなたをこんなに遅れて連れてきたのか。」⇒「なぜあなたはこんなに遅れて来たのか。」= Why did you come so late?
2. What concerned her was how unhappy the child was.
* What concerned her が主語, how unhappy the child was が補語で, それらをつなげる be 動詞の was が必要。
3. I am at a loss as to how to handle my adolescent son.
* be at a loss 「途方にくれる」 = be at one's wits' end
as to 「～に関して」
4. My sister made the most of her charming voice.
* make the most of ～ 「～を最大限に生かす」
5. It's so good a movie that we shouldn't miss it.
* so + 形容詞の後に名詞が来るときは, 必ず可算名詞の単数形で a が必要となる。不可算名詞や複数形名詞は, so + 形容詞の後に置くことはできない。なお, such を用いて, It's such a good movie that we shouldn't miss it. と書き換えられる。

4

〔解答〕 〔配点: 1. 各 2 点×8 = 16 点 2.4.5.6.7.9. 各 3 点×6 = 18 点 3.8. 各 6 点×2 = 12 点 10. 各 3 点×3 = 9 点 小計 55 点〕

1. (あ) E (い) C (う) B (え) G (お) G (か) G (き) A (く) F
2. C
3. putting those caught with small amounts of the drug on the same level as those caught speeding on the freeway
4. E
5. E

6. E
7. B
8. 退役軍人の医療施設で、マリファナ使用を非合法とする連邦法と、マリファナの医療目的での使用を合法とする州法とが衝突していること。
9. D
10. B, F, G

〔解説〕

1. (あ) **which** の所有格で **whose** が入る。It's botanical name is cannabis.が関係代名詞節に置き換えられたものと考えればよい。
 (い) 前置詞 **of** の目的語として名詞節を作る語が入る。また **be** 動詞の補語になるので、関係代名詞の **what** が入る。
 (う) **when it comes to** 「～ということになると」のイディオム。
 (え) **the states** を先行詞とする主格の関係代名詞として **that** が入る。
 (お) **agreement** と同格の名詞節を作る接続詞の **that** が入る。
 (か) 空所の後が完全節なので、接続詞か関係副詞または疑問副詞になるものが入ると考える。直前に **said** があるので、その目的語の名詞節を作る接続詞の **that** を選ぶ。
 (き) 空所の後が完全節であることに注目する。また、**states** を修飾する形容詞節を作るので、関係副詞の **where** が入る。
 (く) 後ろにある **for which** と並列なので、同じく **for which** を入れる。
2. 第 1 段以降の内容から、マリファナの使用は、連邦法では全面的に禁止しているが、一部の州法では、医療目的であれば認められていることがわかる。これに対して、カリフォルニア州の住民投票事項 19 は、一定条件での私用マリファナの所持・栽培を合法化するのであった。しかし、結局、議会で否決された。
3. 全体は **putting** を中心とした分詞構文になっている。そして、**put + O + C[前置詞句]**で「…を～の状態にする」という語法を中心に組み立てる。
 目的語は **those caught with small amounts of the drug** という名詞句になる。**those** は「人々」という意味。**caught… the drug** は過去分詞句で、**those** を後置修飾する。**be caught with A** 「A で逮捕される」
 補語は **on the same level** で、この **the same** が後ろの **as** と相関的に用いられる。この **as** の直後の **those caught speeding on the freeway** の仕組みは、前の **those** 以下と同じ後置修飾構文となっている。
4. A. マリファナを合法化したら、法の執行や犯罪者の収監に財源が使われないために、結果的に税収が伸びるのであって、「増税により」伸びるのではない。
 B. まず、「法制化されたら」というだけでは、何に関してかが不明確でしかない。また、「貴重な」は「法執行」にかかっているのではなく、「法執行と刑務所の財源」にかか

っている。

C. カリフォルニアでは、既に医療マリファナの使用が認められている。住民投票事項 19 は、それを超えて、私用目的でのマリファナの使用を一部合法化するものである。

D. 「増税」がキズなのは選択肢 A と同じ。また、「14 億ドルの歳入増」は「犯人検挙および刑務所運営に必要な資金」を支出しないで済むことによるのであって、その「資金の調達」によるのではない。

E. まず、「私用マリファナの所持・栽培が合法化」されるという住民投票事項 19 の目的が明確になっている。また、「州政府・地方自治体は大幅な税収の増加を期待でき、またマリファナ関連の犯罪に対する法執行およびマリファナ犯罪者に対する投獄・監督にかかわる費用も節約できる」という論点は、住民投票事項 19 による法システム運営上の費用節約効果がまとめられている。

5. 連邦政府はマリファナの非合法化に反対し続けている。州政府と連邦政府との対応の違いを本文全体の内容から読み取る。
6. those は同段第 2 文の states を受けている。また、この語は、第 10 段での legislators and residents に置き換えられていることにも着目する。
7. it は、同文の主語 the measure を受けている。これは、第 14 段第 1 文の The California measure を指している。さらにこれは、第 12 段の Proposition 19 in California を指している。
8. 直後の federal law … the drug を根拠にまとめる。「連邦法ではマリファナが非合法化されている」こと、「州法では医療目的でのマリファナの使用が認められている」ことが、それぞれ書かれていればよい。
9. 「彼らは、国立薬物乱用研究所にミシシッピのマリファナを使う申し込みをする」という意味ので、apply to O to do 「…に～することを申請する」の形から、空所には to を入れる。apply to A for B の to B の抜けた形の apply for B 「B を申請する」と混同しないようにする。
10. A. 「モンタナ州では、医療マリファナは法的に認められていない。」 第 3 段第 1 文で、同州では医療マリファナを認める法律が 6 年間実施されてきたことが述べられている。したがって、本文に一致しない。
B. 「議員の中には、医療マリファナ法を失効させようとしている者もいる。というのは、彼らは、それが遊びで使用したり犯罪を促すことになるかと信じているからだ。」 第 4 段第 1 文で、「医療用に麻薬を使用することに関する議論は、遊びで使うことを促す言い訳であって、完全な合法化への道を作っている」と述べられている。したがって、本文に一致する。
C. 「連邦法の下では、マリファナ関係の行為は、医療用途以外はいかなるものでも禁じられている」 第 8 段第 2～3 文で、連邦政府は薬物の非合法化を続けていると述べられている。したがって、「医療用途以外」という例外はないので、本文に一致しない。

- D. 「21 歳以上の人が、個人で使うために、一定量のマリファナを所持したり栽培することは、カリフォルニア州では合法的である」 これは住民投票事項 19 で定められていたことであるが、これは否決された。したがって、本文に一致しない。
- E. 「カリフォルニアの住民は、住民投票事項 19 によって、未成年者のいる前でマリファナを吸うことが認められている。」 第 13 段で、「人前や未成年者の近くで麻薬を吸うこと」は「1 オンス以上を個人的に所有すること」と並んで禁止していることが述べられている。したがって、本文に一致しない。
- F. 「警察は、マリファナを所有している白人を、ヒスパニックやアフリカ系アメリカ人のような人々を逮捕するよりはるかに低い比率でしか逮捕しない。」 第 14 段で、マリファナの逮捕者が人種的に偏っていることが述べられている。したがって、本文に一致する。
- G. 「住民投票事項 19 が、州に経済的に肯定的影響を与える潜在的可能性があることに関しては、意見の一致がない。」 第 7 段で、法の執行や収監費用が節約されることは述べられている。しかし、第 15 段で、公衆衛生や治安に関する費用が増加することが懸念されている。したがって、本文に一致する。
- H. 「現在、マリファナの研究は連邦政府の厳格な規制下にあり、ミシシッピ州以外では禁止されている。」 第 19 段で、連邦政府が唯一マリファナ栽培を研究用に認めているのは、ミシシッピ大学であることは述べられている。しかし、ミシシッピ州とは述べていない。したがって、本文に一致しない。